

第 2 部 医療圏及び基準病床数等

第1章 医療圏

1 2次医療圏（医療法第30条の4第2項第12号に定める区域）

原則として、1次医療（通院医療）から2次医療（入院医療）までを包括的、継続的に提供し、一般及び療養の病床（精神病床、結核病床及び感染症病床を除き、診療所の病床を含む。）の整備を図るための地域単位として設定する区域で、表1-1のとおり定めます。

国が定める医療計画作成指針では、地域医療構想における構想区域と2次医療圏が異なっている場合は、構想区域に2次医療圏を合わせるよう見直しを行うことが適当とされていることから、名古屋医療圏と尾張中部医療圏については、統合して1つの医療圏とします。

なお、人口規模が20万人未満の二次医療圏について、療養病床及び一般病床の流入入院患者割合が20%未満であり、流出入院患者割合が20%以上である場合、その設定の見直しを検討することとされており、本県では、東三河北部医療圏が該当しますが、圏域面積が著しく広大であることや、へき地医療対策の必要性等の観点から引き続き単独の医療圏とし、救急医療等不足する医療機能については、東三河南部医療圏と連携を図っていきます。また、次期の見直しに向けて、東三河南部医療圏との統合の適否について、議論を深めていきます。

表1-1 2次医療圏の名称及び区域

名 称	区 域
名古屋・尾張中部医療圏	名古屋市、清須市、北名古屋市、豊山町
海 部 医 療 圏	津島市、愛西市、弥富市、あま市、大治町、蟹江町、飛島村
尾張東部医療圏	瀬戸市、尾張旭市、豊明市、日進市、長久手市、東郷町
尾張西部医療圏	一宮市、稲沢市
尾張北部医療圏	春日井市、犬山市、江南市、小牧市、岩倉市、大口町、扶桑町
知多半島医療圏	半田市、常滑市、東海市、大府市、知多市、阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町
西三河北部医療圏	豊田市、みよし市
西三河南部東医療圏	岡崎市、幸田町
西三河南部西医療圏	碧南市、刈谷市、安城市、西尾市、知立市、高浜市
東三河北部医療圏	新城市、設楽町、東栄町、豊根村
東三河南部医療圏	豊橋市、豊川市、蒲郡市、田原市

2 3次医療圏（医療法第30条の4第2項第13号に定める区域）

主として特殊な医療（3次医療）を提供する病院の整備を図るための単位として設定する区域で、愛知県全域とします。

2次医療圏に係る参考資料

表1-2 2次医療圏別医療資源等

医療圏	人口 人	面積 km ²	病院数 施設	病床数					一般 診療所 施設	歯科 診療所 施設
				一般	療養	精神	結核	感染症		
名古屋・尾張中部	2,472,695	368.35	134 (0.5)	16,464 (66.6)	4,667 (18.9)	4,567 (18.5)	70 (0.3)	12 (0.1)	2,209 (8.9)	1,526 (6.2)
海部	328,993	208.38	11 (0.3)	1,180 (35.9)	714 (21.7)	486 (14.8)	0 -	6 (0.2)	212 (6.4)	136 (4.1)
尾張東部	470,054	230.14	19 (0.4)	3,632 (77.3)	781 (16.6)	1,276 (27.1)	44 (0.9)	6 (0.1)	319 (6.8)	230 (4.9)
尾張西部	517,328	193.17	20 (0.4)	2,818 (54.5)	692 (13.4)	953 (18.4)	18 (0.3)	6 (0.1)	336 (6.5)	231 (4.5)
尾張北部	734,452	295.96	24 (0.3)	3,344 (45.5)	1,371 (18.7)	1,143 (15.6)	0 -	6 (0.1)	484 (6.6)	344 (4.7)
知多半島	623,677	392.20	19 (0.3)	2,543 (40.8)	403 (6.5)	965 (15.5)	0 -	8 (0.1)	397 (6.4)	257 (4.1)
西三河北部	487,062	950.51	18 (0.4)	1,929 (39.6)	552 (11.3)	729 (15.0)	0 -	6 (0.1)	270 (5.5)	178 (3.7)
西三河南部東	423,728	443.92	15 (0.4)	1,437 (33.9)	824 (19.4)	765 (18.1)	50 (1.2)	6 (0.1)	257 (6.1)	178 (4.2)
西三河南部西	694,102	363.76	22 (0.3)	2,937 (42.3)	1,611 (23.2)	393 (5.7)	0 -	6 (0.1)	391 (5.6)	288 (4.1)
東三河北部	55,863	1,052.43	6 (1.1)	239 (42.8)	195 (34.9)	0 -	0 -	0 -	52 (9.3)	29 (5.2)
東三河南部	699,737	671.04	35 (0.5)	3,369 (48.1)	2,967 (42.4)	1,451 (20.7)	18 (0.3)	10 (0.1)	451 (6.4)	330 (4.7)
計	7,507,691	5,172.90	323 (0.4)	39,892 (53.1)	14,777 (19.7)	12,728 (17.0)	200 (0.3)	72 (0.1)	5,378 (7.2)	3,727 (5.0)

注1：（ ）は人口万対比の数値

注2：人口は平成28年10月1日現在（「あいちの人口」愛知県県民生活部）

注3：面積は平成28年10月1日現在（「平成28年全国都道府県市区町村別面積調」国土交通省国土地理院）

ただし、所属未定地は各医療圏値に含んでいないため、各医療圏値の合計は計と一致しない。

注4：病院、病床数、一般診療所、歯科診療所については平成28年10月1日現在（「病院名簿」愛知県健康福祉部）

表1-3 一般病床自域依存率の経年変化

(単位：%)

医療圏	昭和61年 7月	平成3年 5月	平成8年 5月	平成11年 7月	平成16年 7月	平成21年 6月	平成27年 6月
名古屋	95.6	95.3	95.1	88.0	89.0	88.5	87.9
海部				58.1	56.7	58.9	55.5
尾張中部				26.4	16.9	23.4	26.7
尾張東部				75.2	72.8	71.3	73.6
尾張西部	80.2	80.4	82.9	81.3	83.8	81.7	82.9
尾張北部	69.7	74.8	76.6	76.9	77.9	79.7	77.9
知多半島	67.5	69.0	70.1	69.3	70.0	68.6	66.6
西三河北部	69.4	70.5	70.6	71.4	75.7	79.1	76.9
西三河南部東	79.9	81.3	79.3	82.4	83.0	72.6	70.0
西三河南部西						82.2	81.9
東三河北部	64.7	65.2	72.6	83.6	74.1	47.2	48.2
東三河南部	93.1	95.2	94.9	95.2	91.4	91.4	92.1

資料：愛知県健康福祉部調べ

注：平成27年6月の数値は病院及び有床診療所が対象（平成16年7月以前の数値は病院のみ対象）

第2章 基準病床数

○ 医療法第30条の4第2項第14号に規定する基準病床数は、表2-1のとおりとします。

表2-1 基準病床数

病床種別	医療圏	基準病床数 (平成30～35年度)
療養病床 及び 一般病床	名古屋・尾張中部	今後、記載予定
	海 部	
	尾張東部	
	尾張西部	
	尾張北部	
	知多半島	
	西三河北部	
	西三河南部東	
	西三河南部西	
	東三河北部	
	東三河南部	
	計	
精神病床	全 県 域	
結核病床	全 県 域	
感染症病床	全 県 域	

注1：「療養病床及び一般病床」の基準病床数は、両病床数を合算した数値です。

注2：精神、結核、感染症の各病床については、全県単位で整備することとしています。

表2-2 既存病床数（平成29年9月末現在）

病床種別	医療圏	既存病床数
療養病床 及び 一般病床	名古屋・尾張中部	今後、記載予定
	海 部	
	尾張東部	
	尾張西部	
	尾張北部	
	知多半島	
	西三河北部	
	西三河南部東	
	西三河南部西	
	東三河北部	
	東三河南部	
	計	
精神病床	全 県 域	
結核病床	全 県 域	
感染症病床	全 県 域	

注：既存病床数は、病院の開設許可病床数等を基に医療法第7条の2第4項の規定に基づき補正を行った後の数であり、平成18年12月31日以前に使用許可を受けた有床診療所の一般病床は含まれていません。平成29年10月以降の病院・有床診療所の許可、廃止届等により変更されます。

1 療養病床及び一般病床

2次医療圏ごとに(1)アに掲げる療養病床の算定式により算定した数と2次医療圏ごとに(2)アに掲げる一般病床の算定式により算定した数の合計。ただし、県における当該数の合計は、2次医療圏ごとに(1)イ及び(2)イで掲げる式によりそれぞれ算定した数の合計を超えないものとする。

なお、県外に流出している入院患者数が、県外から流入している入院患者数よりも多く、特に必要とする場合にのみ、流出先都道府県との調整協議を行った上で、都道府県間を超える患者の流出入について合意を得た数を、当該合計数に加減することができる。

(1) 療養病床

$$\text{ア} \quad \frac{\Sigma A_1 B_1 - G + C_1 - D_1}{E_1}$$

$$\text{イ} \quad \frac{\Sigma A_1 B_1 - G}{E_1}$$

A₁ : 2次医療圏の性別・年齢階級別人口（5歳階級）

B₁ : 性別・年齢階級別療養病床入院受療率

厚生労働大臣が定める性別・年齢階級別の療養病床入院受療率を上限として、長期療養に係る医療を必要とする者の数を勘案して都道府県知事が定める率

G : 在宅医療等で対応可能な数

病院及び有床診療所の療養病床における入院患者のうち、今後の介護老人保健施設及び居宅等における医療の確保の進展等を勘案して、介護老人保健施設及び居宅等における医療等によって対応が可能な数として都道府県知事が定める数

C₁ : 他医療圏等から当該医療圏への流入入院患者数の範囲内で都道府県知事が定める数

D₁ : 当該医療圏から他医療圏等への流出院患者数の範囲内で都道府県知事が定める数

E₁ : 厚生労働大臣が定める病床利用率

厚生労働大臣が定める病床利用率が都道府県の直近の病床利用率を下回る場合は、厚生労働大臣が定める療養病床に係る病床利用率以上、都道府県の直近の療養病床利用率以下の範囲内で都道府県知事が定める数

(2) 一般病床

$$\text{ア} \quad \frac{\Sigma A_1 B_2 \times F + C_2 - D_2}{E_2}$$

$$\text{イ} \quad \frac{\Sigma A_1 B_2 \times F}{E_2}$$

A₁ : 2次医療圏の性別・年齢階級別人口（5歳階級）

B₂ : 厚生労働大臣が定める性別・年齢階級別一般病床退院率（地方ブロック値）

F : 平均在院日数

厚生労働大臣が地方ブロックの平均在院日数の分布状況を勘案して定める日数を上限として、当該都道府県の平均在院日数の状況等を勘案して都道府県知事が定める数

C₂ : 他医療圏等から当該医療圏への流入入院患者数の範囲内で知事が定める数

D₂ : 当該医療圏から他医療圏等への流出院患者数の範囲内で知事が定める数

E₂ : 厚生労働大臣が定める病床利用率

厚生労働大臣が定める病床利用率が都道府県の直近の病床利用率を下回る場合は、厚生労働大臣が定める一般病床に係る病床利用率以上、都道府県の直近の一般病床利用率以下の範囲内で都道府県知事が定める数

2 精神病床

全県を区域として以下に掲げる式により算定した数

$$\frac{\Sigma A_2 B_3 + \Sigma A_2 B_4 + \Sigma A_2 B_5 \alpha \beta + \Sigma A_2 B_6 \gamma + C_3 - D_3}{E_3}$$

- A₂ : 当該都道府県の性別・年齢階級別の厚生労働大臣が定める時点における推計人口
 B₃ : 入院期間が3か月未満である入院患者のうち、当該都道府県に住所を有する者に係る性別・年齢階級別の入院受療率
 B₄ : 入院期間が3か月以上1年未満である入院患者のうち、当該都道府県に住所を有する者に係る性別・年齢階級別の入院受療率
 B₅ : 入院期間が1年以上である入院患者のうち、当該都道府県に住所を有する者（認知症である者を除く。）に係る性別・年齢階級別の入院受療率
 B₆ : 入院期間が1年以上である入院患者のうち、当該都道府県に住所を有する者（認知症である者に限る。）に係る性別・年齢階級別の入院受療率
 C₃ : 他県から本県への流入入院患者数
 D₃ : 本県から他県への流出入院患者数
 E₃ : 厚生労働大臣が定める病床利用率
 α : 入院期間が1年以上である入院患者のうち継続的な入院治療を必要とする者の割合として、原則として厚生労働大臣が定める数値の範囲内で知事が定める値
 β : 地域精神保健医療体制の高度化による影響値として、治療抵抗性統合失調症治療薬の普及等による効果を勘案し、厚生労働大臣が定めるところにより知事が定める値
 γ : 地域精神保健医療体制の高度化による影響値として、これまでの認知症施策の実績を勘案し、厚生労働大臣が定めるところにより知事が定める値

3 結核病床

全県を区域として次に掲げる式により算定した数

$$A \times B \times C \times D + E$$

- A : 本県の1日当たりの「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という）」第19条及び第20条の規定に基づき入院した結核患者の数
 B : 感染症法第19条及び第20条の規定に基づき入院した結核患者の退院までに要する平均日数
 C : 当該区域における感染症法第12条第1項の規定による医師の届出のあった年間新規患者発生数の区分に応じ、それぞれ定める係数

年間新規患者発生数	係数
99人以下	1.8
100人以上499人以下	1.5
500人以上	1.2

- D : 1
 粟粒結核、結核性髄膜炎等の重症結核、季節変動、結核以外の患者の混入その他当該区域の実情に照らして1を超え1.5以下の範囲内で知事が特に定めた場合はその数値
 E : 医療計画に基準病床数を定めようとする日の属する年度の前の年度における本県の慢性排菌患者のうち入院している者の数

4 感染症病床

全県を区域として、感染症法の規定に基づき厚生労働大臣の指定を受けている特定感染症指定医療機関の感染症病床並びに知事の指定を受けている第一種及び第二種感染症指定医療機関の感染症病床の数を基準として知事が定めた数

(感染症指定医療機関の配置基準)

第一種感染症指定医療機関：都道府県の区域ごとに1か所、2床

第二種感染症指定医療機関：2次医療圏ごとに1か所、その人口に応じ次の病床数

30 万人未満	4 床
30 万人以上 100 万人未満	6 床
100 万人以上 200 万人未満	8 床
200 万人以上 300 万人未満	10 床
300 万人以上	12 床